

新潟市告示第 2 4 8 号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、新潟市新津 B&G 海洋センター及び新潟市新津七日町運動広場の使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中 原 八 一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

徴収事務を行う体育施設の名称及び位置		徴収事務受託者の名称及び 主たる事務所の所在地
名称	位置	
新潟市新津 B&G 海洋センター	新潟市秋葉区七日町 2 1 8 6 番地 9	新潟市中央区上大川前通 9 番町 1268-2 株式会社 新潟ビルサービス 代表取締役 鈴木 英介
新潟市新津七日町運動広場	新潟市秋葉区七日町 2 1 8 6 番地 1 1	

- 2 徴収事務を行わせる歳入
新潟市新津 B&G 海洋センター及び新潟市新津七日町運動広場の使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和6年4月1日
- 4 徴収事務を委託した日
令和6年4月1日
- 5 徴収事務を行わせる期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで